

● 建築等一般（基本料金）

単位：円（非課税）

床面積（㎡）	特例	確認申請		中間検査	完了検査・仮使用認定	
			計画変更		中間検査無	中間検査有
30 以内	有	8,000	5,000	15,000	16,000	15,000
	無	14,000	8,000	18,000	22,000	20,000
30 超 100 以内	有	14,000	8,000	18,000	20,000	18,000
	無	21,000	12,000	22,000	25,000	22,000
100 超 200 以内	有	21,000	12,000	24,000	26,000	25,000
	無	30,000	17,000	31,000	33,000	31,000
200 超 500 以内	—	40,000	22,000	42,000	43,000	41,000

★ 確認申請関係

◎ 申請床面積の算定

- ◇ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積の合計を適用
  - ※ 複数棟の申請で、特例の有無が混在する場合は、特例無の区分を適用
- ◇ 同一棟の増築の申請において、構造耐力に関わる遡及適用がある既存建築物（既存不適格建築物を含む）の場合は、増築に係る申請部分の床面積と、当該既存部分の床面積の2分の1を加えた床面積を適用

◎ 確認申請の加算額

■ 建築基準法関係

- ① 構造計算等による構造強度に係る審査を要する場合
- ② 天空率の審査を要する場合  
（道路、隣地及び北側高さ制限における2以上の審査を要する場合も含む）
- ③ 日影の審査を要する場合

単位：円（非課税）

床面積（㎡）	①構造計算	②天空率	③日影図	備考
200 以内	22,000	10,000	10,000	
200 超 300 以内	33,000			

■ 省エネ基準関係

- ① 省エネ基準への適合を仕様基準のみにより評価されている場合
- ② 省エネ適合性判定が必要な建築物で、省エネ適合性判定機関が他機関により交付済の審査整合性を要する場合（住宅性能評価書等が他機関交付の場合も含む）

単位：円（非課税）

床面積（㎡）	①仕様基準	②整合性確認	備考
200 以内	18,000	11,000	
200 超 300 以内	20,000		

★ 計画変更確認申請関係

◎ 申請床面積の算定

- ◇ 計画変更確認申請は、一の申請につき、申請建築物の床面積を適用
- ◇ 複数棟の申請で、特例の有無が混在する場合は、特例無の区分を適用
- ◇ 床面積増が含まれる場合は、床面積の増分加えた床面積に応じ適用
- ◇ 直前の確認済証の交付を他機関から受けている計画変更確認の場合は、申請建物全体の床面積に応じ、確認申請手数料を適用
- ◇ 計画変更時、構造仕様規定の審査が必要な場合は、申請建物全体の床面積に応じ、確認申請手数料を適用

◎ 計画変更確認申請の加算額

■ 建築基準法関係

- ① 確認加算手数料に該当する内容の計画変更を含む場合（該当する確認加算手数料を加算）
  - ・ 構造計算書
  - ・ 天空率
  - ・ 日影

■ 省エネ基準関係

- ① 省エネ基準（仕様基準等）に関わる審査を要する場合
- ② 省エネ適合性判定が必要な建築物で、省エネ適合性判定機関が他機関により交付の変更等に係る通知書等に関し、審査整合性を要する場合

単位：円（非課税）

床面積（㎡）	①仕様基準	②整合性確認	備考
200 以内	18,000	11,000	
200 超 300 以内	20,000		

★ 中間検査申請関係

◎ 申請床面積の算定

- ◇ 中間検査の対象となる申請建物の床面積を適用

◎ 中間検査申請の加算額

■ 建築基準法関係

- 直前の確認済証の交付を他機関から受けている中間検査の場合は、申請建物全体の床面積に応じ、計画変更の手数料を中間検査に加算した手数料を適用

★ 完了検査申請関係

◎ 申請床面積の算定

- ◇ 複数棟の申請で、特例の有無が混在する場合は、特例無の区分を適用
- ◇ 直前の仮使用認定通知書の交付を受けている場合（当センター交付のみの取り扱い）
  - ① 建築する部分の一部に仮使用認定を受けている完了検査
    - ・ 検査対象面積全体から仮使用認定を受けた部分の床面積を除いた床面積を適用
  - ② 建築する部分全てに仮使用認定を受けている完了検査
    - ・ 検査対象面積全体で仮使用認定を受けた場合は、30㎡以下の手数料を適用
- ※ 仮使用認定申請時に下記同様の加算額適用の場合は、完了検査時の加算額は適用しない
- ◇ 棟別の部分完了検査を受ける場合は、当該検査対象面積を適用
  - ※ 棟別で、特例の有無が混在する場合でも、それぞれ特例無の区分を適用

◎ 完了検査申請の加算額

■ 建築基準法関係

直前の確認済証の交付又は中間検査の合格証を他機関から受けている完了検査の場合は、申請建物全体の床面積に応じ、計画変更の手数料を完了検査に加算した手数料を適用

■ 省エネ基準関係

- ① 省エネ基準への適合に係る検査を要する場合（省エネ適判又は仕様基準）
- ② 省エネ適合性判定が必要な建築物で、省エネ適合性判定機関が他機関により交付（変更等含む）に係る通知書等に関し、審査整合性を要する場合

単位：円（非課税）

床面積（㎡）	①省エネ検査	②整合性確認	備考
200 以内	11,000	11,000	
200 超 300 以内	13,000		

★ 申請書等記載事項変更届（旧軽微変更報告書）の審査手数料

◎ 2号建築物に対する申請書等記載事項変更届が提出された場合、建築確認計画変更の手数料規定のうち、30㎡以内のものを準用

※ ただし、令和7年度に限り、新規に下記審査が必要な場合は、当届出時にそれぞれの手数料を適用

- ① 完了検査申請までに、新たに構造仕様規定の審査が必要な場合、計画変更の手数料を適用
- ② 完了検査申請までに、新たに省エネ仕様規定の審査が必要な場合、省エネ審査の手数料を適用
- ③ 上記各規定の審査が同時に必要な場合は、それぞれの手数料を加算

★ 軽微な変更説明書（完了検査時）の審査手数料

◎ 完了検査における指摘事項等に対し、軽微な変更説明書の提出があった場合、申請書等記載事項変更届の手数料規定を準用

★ 追加説明書の審査手数料

◎ 完了検査における指摘事項等に対し、追加説明書の提出があった場合、建築確認計画変更の手数料規定を準用

★ 仮使用認定の申請手数料

◎ 申請床面積の算定

◇ 仮使用認定の受ける部分の面積を適用し、仮使用認定に係る申請手数料は、完了検査（中間検査無）の手数料規定を準用

◇ 複数棟の申請で、特例の有無が混在する場合は、特例無の区分を適用

◎ 仮使用認定申請の加算額

■ 省エネ基準関係

- ① 省エネ基準への適合に係る検査を要する場合（省エネ適判又は仕様基準）
- ② 省エネ適合性判定が必要な建築物で、省エネ適合性判定機関が他機関により交付（変更等含む）に係る通知書等に関し、審査整合性を要する場合

単位：円（非課税）

床面積（㎡）	①省エネ検査	②整合性確認	備考
200 以内	11,000	11,000	
200 超 300 以内	13,000		